

## 令和6年度

# ～『就学援助制度（被災就学援助を含む）』のお知らせ～

市では、経済的な理由により、お子さんを市立の小・中学校へ就学させるのが困難と認められる方へ、学校で必要とされる費用の一部を支援する「就学援助制度」を実施しています。

別紙のいずれかの要件に該当し、なおかつ生活保護に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方が支援の対象となります。

支援を希望される方は以下の説明をよくお読みいただき、申請書及び必要書類を学校へ提出してください。

なお、ご不明な点などがある場合は、電話等によりお気軽にご相談ください。

### 1 申請が可能な方

令和5年度または令和6年度に3ページに記載の申請要件のいずれかにあてはまる保護者の方で、支援を希望される方。

なお、令和5年度に認定を受けていた方（入学前に入学準備金の支給を受けた方も含む）も、令和6年度に支援を希望する場合は、新たに申請が必要になります。

また、生活保護費と重複して受給することはできませんのでご注意ください（ただし、生活保護費を受給している方でも、修学旅行費に限り申請可能です）。

### 2 申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 世帯全員（申請書に記載のある方で学生または18歳以下の者を除く）の令和5年分の所得金額が確認できる書類  
⇒「市県民税所得額課税額証明書」又は「源泉徴収票の写し（年末調整をしているものに限る）」又は「確定申告書控の写し（第一表）」  
※ 障害者年金や遺族年金を受給されている方がいる場合は、その証明書の写しも併せて添付してください。
- (3) 3ページの要件に応じた添付書類

**【注意】これらの書類の提出はすべて必須のものであり、書類の不備があった場合は受け付けができませんので、ご了承ください。**

### 3 申請書類の提出先

お子さんがお通いの小・中学校

※1 小学校と中学校それぞれに兄弟があり、どちらも支援を希望する場合は小・中学校の両方に書類を提出してください。その際、どちらかの添付書類はコピーで結構です。

※2 令和6年度から中学1年生になるお子さんの分は、そのお子さんが入学する中学校へ提出してください。

#### 4 申請書類の提出期限（4月分からの支給を希望する場合）

- (1) 新中学3年生を含む世帯・・・・・令和6年3月1日（金）まで
- (2) 新中学3年生以外の世帯・・・・・令和6年4月12日（金）まで

※ 上記の提出期限以降でも、申請書類は随時受け付けております。

（支給認定となった場合でも、申請月によって支給開始月は異なります。）

#### 5 認定審査について

- (1) 学校に提出していただいた書類は、すべて教育委員会学校教育課で一件ずつ審査し、その結果は学校を通じてお知らせします。（お知らせは令和6年6月頃を予定していますが、申請件数によってはお知らせの時期が前後することがあります。）
- (2) 審査は世帯の所得状況を踏まえて行いますが、所得のない方を含め家族全員の方の所得が審査の対象となります。また、同居されている方の所得は、生計の状態にかかわらず全て合算します。
- (3) 審査に必要な場合に限り、お近くの民生児童委員の方が家庭状況調査に伺うことがありますので、ご協力をお願ひいたします。

#### 【就学援助制度が認定となる世帯（準要保護世帯）】

⇒令和5年中の世帯全員の総所得金額が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯  
※生活保護基準額は世帯構成（人数・年齢等）により異なります。

#### ☆ 認定基準の目安（令和6年度）☆

世帯人数	2人		3人		4人
世帯構成	親1人 小学生1人	親1人 中学生1人	両親 小学生1人	親1人 小学生1人 中学生1人	両親 小学生1人 中学生1人
前年中の 世帯全員の 総所得金額	287万円 程度	300万円 程度	313万円 程度	372万円 程度	373万円 程度

※モデルケースとして表示していますので、あくまで目安としてご覧ください。

※実際は世帯構成（人数・年齢等）により認定となる所得の基準額が変わります。

※所得金額については、次の金額をご覧ください。

所得金額を確認できる書類	所得金額の確認箇所
① 市民税・県民税所得額課税額証明書	⇒ 合計所得金額
② 源泉徴収票	⇒ 給与所得控除後の金額
③ 確定申告書	⇒ 所得金額（合計）

## 申請要件と添付書類

### ① 東日本大震災により被災されていない方（通常の就学援助）

申請要件 (保護者の方がいずれかの要件に該当する場合)	令和5年の世帯所得が確認できる書類と一緒に 申請書への添付が必要な書類
(1) 生活保護を受けている ※修学旅行費のみ対象	—
(2) 生活保護が廃止となった方	(世帯の所得が確認できる書類のみ)
(3) 母子・父子家庭または障害者で、前年の所得が 135万円以下で市民税が非課税の方	市民税・県民税非課税証明書の原本 ※所得が確認できる書類に「市民税県民税所得額課税 額証明書」を提出される方はそれだけで結構です。
(4) 特別の事情によって市民税が減免された方	市民税減免決定通知書の写し
(5) 特別の事情によって個人事業税が減免された方	個人事業税減免承認通知書の写し
(6) 特別の事情によって固定資産税が減免された方	固定資産税減免通知書の写し
(7) 国民年金の掛金の減免、国民健康保険の保険税 の減免又は徴収の猶予が認められた方	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
(8) 児童扶養手当の支給を受けている方 ※ 特別児童扶養手当ではありません。	児童扶養手当証書の写し
(9) 生活福祉資金の貸付決定を受けた方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
(10) 職業安定所登録の日雇労働者の方	雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し
(11) その他特別な理由で、経済的にお子さんを就学させ ることが困難な方	(世帯の所得が確認できる書類のみ)

### ② 東日本大震災により被災された方（被災による就学援助）

申請要件	令和5年の世帯所得が確認できる書類と一緒に 申請書への添付が必要な書類
令和5年度に いわき市で被災 による就学援助 の認定を受けて いた方  ※地元自治体と の重複受給不可	(保護者の居住していた家が) 半壊以上の被害を受けた  「り災証明書」の写し（「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の り災判定の記載があるもの。）
	原子力災害により 本市へ避難した  地元の市町村が発行した被災証明書の写し ※所得が確認できる書類は、地元市町村が発行する「所 得証明書」や「源泉徴収票（給与所得のみの方）」、 「確定申告書」の控えなどになります。
	(保護者の居住していた家が) 全壊となり本市へ避難した

\*原子力災害により本市へ避難された方のうち、双葉郡（双葉町、楢葉町、広野町、浪江町、大熊町、富岡町、川内村、葛尾村）から避難されている方で、避難元に住民登録がある方に  
については、住民登録地の教育委員会にご相談ください。

(参考) 支援の対象となる経費と支給予定額（原則学校を通じて保護者の方へ支給いたします。）

対象経費	支給予定額		
学用品費等	・小学校 1年生 1,100 円／月	2～6年生 1,280 円／月	
	・中学校 1年生 2,070 円／月	2～3年生 2,270 円／月	
新入学児童生徒 学用品費	・小学校 54,060 円	・中学校 63,000 円	※4月1日から在籍し、4月から認定となった新1年生のみ対象です。 ※「入学準備金」として同じ金額を入学前に支給された方は対象外となります。
学校給食費	実費額（給食費としてかかった金額）		
生徒会費（児童会費）	実費額（上限 小学校 4,650 円以内 中学校 5,550 円以内）		
PTA会費	実費額（上限 小学校 3,450 円以内 中学校 4,260 円以内）		
修学旅行費	実費額（上限 小学校 10,010 円以内 中学校 60,910 円以内）		
通学費	小学校4km以上、中学校6km以上の通学に係る交通機関利用料金（定期代） ※ ただし、学区外通学の場合は除きます。		
宿泊を伴う校外活動費	実費額（上限 3,690円以内）		
卒業アルバム代	実費額（上限 小学校 11,000 円以内 中学校 8,800 円以内）		

— 申請に関する Q&A —

Q1. 就学援助が受けられる世帯収入はいくらぐらいですか？	Q2. 就学援助を受けている間に、婚姻等により世帯構成が変わりましたが、どうすればよいでしょうか？
A1. 世帯員の人数・年齢・構成等により基準額が異なりますので、2ページの「認定基準の目安」を参考にして下さい。なお、個別のご家庭の基準額や認定見込みに関するお問い合わせにはお答え出来ません。全体の認定結果をお知らせする時期に影響しますので、お控えくださいようお願いします。	A2. 世帯構成が変わった後も引き続き援助を希望される場合には、必ず再度申請が必要となりますので、お子さんがお通いの学校へご連絡ください。 なお、世帯構成の変更に伴い、就学援助を辞退される場合は、辞退届を学校へ提出してください。
Q3. 住民票上世帯分離している祖父母や経済的支援を受けていない叔父叔母と同居していますが、全員の所得証明が必要でしょうか？	Q4. 市県民税の未申告等の事情により、所得額が確認できる書類を提出できない場合、どうすればよいでしょうか？
A3. 世帯分離している場合でも、同一建物に同居している方は生計同一とみなしますので、同居の方全員（学生または18歳以下の者を除く）の所得額が確認出来る書類が必要です。	A4. 無職・無収入の方でも、所得額の確認は必ず必要となりますので、市県民税の申告をしていただくか、源泉徴収票の写しをご提出ください。
Q5. 小学生と中学生の子どもがいますが、どのように申請をしたらよいでしょうか？	Q6. 児童扶養手当証書を紛失してしまいました。 申請できますか？
A5. 小学校と中学校それぞれに申請書類を提出してください。 なお、重複する添付書類は年少のお子さんの申請書に原本を添付いただければ、他のお子さんはコピーで結構です。	A6. 各地区保健福祉センターで、児童扶養手当受給者証の再交付手続きをし、再発行された証書のコピーをご提出ください。

【お問い合わせ先】いわき市教育委員会学校教育課（22-1123）

もしくはお子さんがお通いの小・中学校